

お知らせ

株式会社 とくしま建築住宅センター

建築基準法の改正により、令和2年9月7日から以下の様式が改正されました。

1. 中間検査申請書

(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第7条の3第2項又は第7条の4第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

↓ (改正後)

建築基準法第7条の3第1項又は第7条の4第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【7. 工事完了予定年月日】（略）

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了年月日】 令和 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

↓ (改正後)

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了（予定）年月日】 令和 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】～【12. 備考】（略）

2. 完了検査申請書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

↓ (改正後)

建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【6. 工事着手年月日】（略）

【7. 工事完了年月日】

↓ (改正後)

【7. 工事完了 (予定) 年月日】

【8. 検査対象床面積】～【11. 備考】（略）